防犯灯設置に伴う設置基準

令和７年４月１日

※　防犯灯を新設する場所、向き、設置間隔、規格などを定めた基準。

１　設置目的

夜間の防犯、交通安全対策の向上を図り、犯罪及び交通事故を抑止することを目的とする。

２　設置場所

（１）夜間において、歩行者や自転車の通行が比較的多い道路等に設置するものとする。

（２）公道への設置を原則とする。

（３）設置前に町内会により周辺住民などの同意を得ていくものとする。

３　設置の向き等

（１）歩行者や自転車が頻繁に通行する道を照らす向きに設置するものとする。

（２）設置箇所の周辺の環境上、照明の向きや範囲に配慮が必要な場合は、町内会と市で協議の上、必要に応じて遮光板を設置するなどの対策を講じるものとする。

４　設置間隔・設置方法

（１）設置間隔　既存の防犯灯又は道路照明灯等の公共照明灯から６０メートル

（２）設置方法　中電柱又はＮＴＴ柱への共架設置を原則とする。
（やむを得ず独立柱を立てて設置する際には、引込用電柱から３０メートル以内の場所とする。）

５　設置する防犯灯の規格

８Ｗ程度の自動点滅装置内蔵のＬＥＤ防犯灯

６　設置までの流れ

（１）防犯灯設置要望書の受付（町内会→市）

※複数要望する場合は、町内会にて優先順位をつけること。

※要望書は先着順で受け付け、予算の範囲内で設置する。

（２）上記基準に適合しているかの確認・設置の可否判断（市）

（３）防犯灯設置要望についての回答（市→町内会）

（４）設置工事（市）